

ロシア渡航およびご帰国時のご注意

* 外務省渡航安全情報などからの抜粋

●ロシア入国の条件に関して

日本国籍者を含む全ての外国人は、ロシアでのトランジットを含め、ロシア領内を目的地とした国際航空便に搭乗するに当たり、また、ロシア国境を通過するに当たり、**ロシアへの渡航直前3日(ロシア到着予定時刻72時間)以内に受けたPCR検査の結果としてコロナ陰性であることを証明する文書(ロシア語又は英語のもの)を所持することが必要となる**(※指定フォーマットはないものの、陰性証明書に検査機関の押印がないものは認められない場合がある。)。さらに、労働活動のためにロシアに到着する外国人については、14日間の自己隔離を実施する義務がある。

注：ロシアへの入国は日本からの直行便利用が条件となっていました。韓国、フィンランド、トルコなどからの経由便を利用してのロシアへの入出国も可能となりました。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

https://www.ru.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20210423.html

●日本にご帰国時の水際対策に関して 検疫の強化

(1) **日本国籍者も帰国時に陰性証明書の提示が求められます。**

1月8日の緊急事態宣言発出に伴い、我が国水際対策措置が強化され、1月13日午前0時(日本時間)以降に一時帰国・帰国のため日本に入国する日本国籍者に対しても、新たに、**搭乗予定便・出発予定時刻の72時間以内に**受検したPCR検査陰性証明の提出を求める決定がなされました。詳しくは下記を参照ください。

https://www.ru.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji20210111.html

(2) 14日以内に上陸拒否対象国に滞在歴のある入国者は、当分の間、PCR等検査の実施対象となります。

(3) **全ての地域からの入国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないよう要請しています。**

* 詳細については厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html

● **日本入国日から起算して、過去14日以内に下記のロシアの地域に滞在歴のある方は、日本へ入国後3日間は検疫所の確保する宿泊施設等で待機**することが必要となります。

3日間の停留措置：**モスクワ市(継続)及びハバロフスク地方(新規)** (2021/09/20 現在)

- ・ 上記以外の地域からモスクワ発東京行きフライトで日本に帰国する場合、これらの地域に滞在歴がないことについて、渡航者ご自身が日本の検疫所に説明していただく必要があります。
- ・ 上記対象の都市、州に滞在歴のある方は入国の翌日から起算して3日目に改めてコロナ検査を行い、陰性と判定された場合は、同宿泊施設を退所して、再び検疫所が用意する車両で到着空港に戻り、そこから公共交通機関を使わずに、ご自宅又はご自身で確保した宿泊施設に移動して、**残りの期間(入国の翌日から起算して14日間)を自宅等で待機していただくこととなります。**

* 日本入国に際する検疫措置、検疫所が確保する宿泊施設での待機・誓約書の提出につきましては、厚生労働省HPをご参照願います。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

<ワクチン接種者に対する自宅等での待機期間の短縮について>

○入国後 14 日間の自宅等での待機期間の短縮

「検疫所が確保する宿泊施設での待機対象となっていない国・地域」又は「検疫所 が確保する宿泊施設で 3 日間の待機対象となっている指定国・地域」から入国・帰 国する方で、**条件を満たした有効なワクチン接種証明書を保持する方は**、入国後 14 日間の自宅等での待機期間中、入国後 10 日目以降に自主的に受けた検査 (PCR 検査 又は抗原定量検査) の陰性の結果を厚生労働省 (入国者健康確認センター) に届け 出ることにより、残りの待機期間が短縮されます。

○検疫所が確保する宿泊施設での 3 日間待機の免除

「**検疫所が確保する宿泊施設で 3 日間の待機対象となっている指定国・地域**」から **入国・帰国する方で (モスクワ市およびハバロフスク地方)**、条件を満たした有効なワクチン接種証明書を保持する方は、 宿泊施設での待機及び入国後 3 日目の検査を求めないこととします (自宅等での待機はこれまで通り必要です)。

また、この待機期間も、入国後 10 日目以降に日本政府が認めた検査機関にて自主的に PCR 検査又は抗原定量検査を受検し、陰性の結果を厚生労働省 (入国者健康確認センター) に届け出ることにより、残りの待機期間が短縮されます。

ただし、上記 2 の緩和措置は、年齢要件等によりワクチン接種を受けられない未成年者には認められませんので、ご家族でのご帰国またはご入国をされる場合はご注意ください。

上記の措置は、2021 年 10 月 1 日以降に入国・帰国される方に対して実施し ます。

* 待機期間の短縮について詳しくはこちらを参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000836306.pdf>

● 日本からの短期出張者の帰国後隔離の緩和についてはこちらをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/taikikanwa.pdf>

* 現地の滞在期間は 7 日間以内、質問票、誓約書、本邦活動計画書の提出、帰国後の公共交通機関の利用不可 (14 日間) などの条件がございます。

//2021 年 7 月 16 日現在、日本帰国後の隔離緩和の措置は中断しています。再開の日時は未定です。

成田空港⇄都内、羽田空港⇄都内エリアホテル 入国者専用バス・車両のご案内はこちらを参照ください。

https://www.narita-airport.jp/jp/news/corona_publictransport

https://tokyo-haneda.com/information/2021/detail_00011.html

その他、外務省 海外安全ホームページ ロシアの部などを参照ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsphazardinfo_178.html#ad-image-0

ご旅行前に「たびレジ」を登録されますと現地の情報を随時得ることができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

- * * 外務省の発出しているロシアの感染危険情報のレベルは3(渡航中止勧告)のままです。
危険情報などをご確認の上、渡航の判断はご自身の責任においてお願いいたします。
- * * 相手国の入国制限や日本へのご帰国時の水際対策など変更される可能性がございます。
ご出発前にホームページなどをご確認いただきますようお願いいたします。

JIC

2021/09/29 現在